

女性現実研究所 資料『女性現実物語』

性犯罪・性教育・性学習調査研究報告コホート (ゾーン)

改正児童ポルノ禁止法の施行  
(児童ポルノ単純所持罪の新設) と、  
自分自身が被写体である児童ポルノを  
性被害の証拠として所持する女性たちの不安

まるで物語のような女性の現実に合わせて

初版：2004年4月17日

最終更新：2019年9月22日

～ 著者 ～

◆女性現実研究所 代表スタッフ (代表ウォッチャー、男女)

～ 編者 (女性からのご相談、ご投稿、情報提供の受付および本著の編集) ～

◆女性現実研究所 幹部女性スタッフ (幹部女性ウォッチャー) 一同

～ ご協力者 (代表および幹部女性スタッフ一同より厚く御礼申し上げます) ～

◆女性現実研究所 一般女性スタッフ (一般女性ウォッチャー) の皆様  
(社会人女性スタッフ、主婦スタッフ、女子大学生スタッフ、女子高校生スタッフ)

◆女性現実研究所にご相談、ご投稿、情報提供して下さった全ての女性の皆様  
(本著では、女性ご本人から公表のご希望やご許可を頂いた事例のみを取り上げておりますが、全ての女性にメール返信や面談などの個別対応を行っております。)

女性現実研究所 (Women's Real-Life Research Laboratory、WRLRL、ウィルール)

## 目次

1. 改正児童ポルノ禁止法の施行 (児童ポルノ単純所持罪の新設) と、自分自身が被写体である児童ポルノを性被害の証拠として所持する女性たちの不安

## 1. 改正児童ポルノ禁止法の施行 (児童ポルノ単純所持罪の新設) と、自分自身が被写体である児童ポルノを性被害の証拠として所持する女性たちの不安

児童ポルノ禁止法の改正により、児童ポルノの製造・陳列・頒布・販売のみならず、単純所持も禁じられることとなり、実際に逮捕者が相次いでいる。これにより成立する犯罪は児童ポルノ単純所持罪であるが、現時点で有罪となっているのは、ファイル共有・交換ソフトなどを使用して大量に児童ポルノを単純所持していた場合、中でも、その背後にわいせつ映像・画像媒体の製造・販売組織の存在が見え隠れしている場合となっている。

現在のところ、改正法の運用は概ね適切と言え、児童ポルノの拡散防止に奏功していると言えるだろう。

しかし、ここ最近、性被害女性の身柄や人権の保護活動を行っている NPO などの団体に、被害女性たちからの不安の声が相次いでいる。女現研にも、同様の声が寄せられている。

その内容とは、「親や親族その他の加害者によって撮影された (と思われる)、児童期の自分が写った (映った) 性被害の写真や映像を自分自身で今も所持しているが、これも (犯罪としての) 児童ポルノの単純所持に該当するのかな」というものである。当然、ご相談内容は、細かく見ればそれぞれ少しずつ異なるが、全てにおいてこれと同一の不安を訴える言葉が含まれていることに変わりはない。

「自分自身 (や他の学生・生徒) の過去の児童期の姿が写った児童ポルノを性被害やセクハラ証拠として単純所持している場合も、破棄・消去しなければならないか」

「そうしない場合に自分が逮捕される可能性はあるか」

「自分が写った児童ポルノを (自分で所持しておくのは苦痛だが、被害の証拠となるため、捨てることは拒否したい、などの理由で) 信頼できる家族、教師、友人などに預けた場合、預けられた側が逮捕される可能性があるか」

結論から言えば、このような状況下にある一般の女子学生・生徒や市民女性、家族、教師、友人などの協力者は、家宅捜索・逮捕される可能性さえ皆無であると考えて差し支えないだろう。このような場合は、単純所持者ではなく、撮影者 (製造した者) や投稿者 (陳列・頒布した者)、販売者のみについて家宅捜索・逮捕・検挙・摘発が行われると予想され、またそうであるべきである。従って、被害者・協力者側が慌てて破棄や消去を行う必要はない。

そもそも本改正は、とりわけ組織的に児童ポルノの製造・販売を行っている業者や個人を取り締まり、家宅捜索・逮捕・検挙・摘発するための明確な根拠法がこれまで存在しなかったため、これを是正するために行われたものと考えられる。

但し、女性たちからのご相談内容は、改正児童ポルノ法の欠陥を突く極めて鋭い指摘であると言われているので、今一度検討しておきたい。多くの専門家が指摘する通り、女現研も基本的に、安倍政権・自公連立政権主導によるこの法改正について、改悪である可能性が捨てきれないと考えており、法の運用の動向を慎重に追っている。ご相談女性（とりわけ、その単純所持の内容や分量により誤認逮捕のおそれ大きい性被害女性）には、随時情報を提供する。

女性たちの不安は、下記のような点から出ているものである。

「児童ポルノの法的な定義は、被写体の児童の尊厳を踏みにじり自らの性的欲求を満足させる目的で撮影した児童の写真・映像ではなく、全裸・半裸・着衣状態を問わない児童の性的姿態を撮影した写真・映像と決められているのだから、自宅内の風呂場で撮影された児童期の思い出の写真・映像や、小学校のプールの授業（水着姿の児童）を撮影した写真・映像はもちろん、ひいては、子どもどうしが軽く尻や胸をつつき合う程度のおふざけで撮影し合った着衣の写真・映像までも、児童ポルノと見なすことができる。一般市民をも単純所持罪の対象として逮捕できる可能性、それによる検閲や言論統制を敷ける余地を、安倍・自公連立政権が意図的に残しているのではないか。」

「児童ポルノとされるのは、あくまでも性的目的で撮影した場合であって、決して性行為目的や被写体児童の尊厳を踏みにじる目的で撮影した場合であるとは条文に書かれていないのだから、自分自身が児童期に受けた性被害の証拠品として所持しておく（性被害調査目的）、自分自身や他の人間の身体の発達・成長記録や病理の記録として所持しておく（性教育・学習・医学研究目的）、といった目的も、日本語上は「性的目的」であることになる。従って、法理論上、性被害者のみが児童ポルノ単純所持罪として有罪になり、撮影者は無罪という結論がありうることになる。」

「児童ポルノを規制したところで、児童買春や児童虐待が防げるのか。そもそも、規制される児童ポルノ自体が、政府の思う児童ポルノであって、私たちが規制して欲しいと思っている児童ポルノではない。」

このような性被害女性たちからの不安の声を、様々な法曹関係者（弁護士、司法書士、裁判官）などに伺ってみたが、「逮捕・検挙される可能性はほぼないだろう」という結論が得られたのみで、逆にその予想の法的根拠については誰一人明確なものを示さなかった。

以上のことから、「自分で自分の児童期の性被害写真・映像を単純所持していることで逮捕・検挙される可能性は、皆無とは言えない」と結論すべきであるが、現在のところ、そのようなケースで逮捕・検挙された例は皆無であり、もし逮捕されたところで、それまでの単純所持の事情を説明するのみで誤認逮捕の結論が容易に得られ、即時釈放となるだろう

う。女性の皆様には、ぜひご安心いただきたい。

それにしても、児童ポルノの単純所持をも違法とした日本の法規は、ここまで性被害女性たちを萎縮・心配・恐怖させているのであるし、現実には、女性や児童が受けた性被害の事実の認定や加害者の特定といった実作業に甚大な悪影響を与えている。

このことは、日本では無修正性器の写真・映像の陳列・頒布が違法であり、モザイクがかけられているがために、その性器部分（すなわち、顔や指紋と同等に個人差が大きい部分）について最新の顔認証や指紋認証などの高度技術を適用・応用することができず、結果的に性被害女性を特定できず、加害者も特定できないという悲劇を生んでいる現状に似ている。これについては、私たちが提唱し運用を始めているマイ女性器ナンバー（女性器背番号制）についての解説をご覧ください。